

産業構造審議会知的財産分科会

第5回営業秘密の保護・活用に関する小委員会議事録

○後藤座長　それでは、定刻になりましたので、まだおみえでない委員の方もいらっしゃると思いますが、おいおいおみえになるということですので、産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会の第5回の会合を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

まずは、経済産業省の人事異動により事務局に変更がありましたので、ご連絡いたします。

○諸永知的財産政策室室長　皆様、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本年8月より知財政策室長になりました諸永と申します。よろしく願いいたします。

そして、本年10月より当局の経済産業政策局の審議官として中山が着任いたしましたので、一言ご挨拶を、よろしく願いします。

○中山経済産業政策局審議官　経済産業政策局の中山でございます。よろしく願いいたします。

まず初めに、お忙しい中、本日はご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

今、諸永からご説明申し上げましたとおり、私は、10月下旬に着任をいたしました。それまでご縁があった方々とお話しする機会に、新しい仕事でどういうことを担当するのだということをいろいろお尋ねいただく機会もございます。その中で、あれも担当している、これも担当しているということを申し上げるのですけれども、正直申し上げて、今回のこの営業秘密をどう守っていくかということについては、非常に幅広い皆様方が、しかもご自身のご経験で具体的な関心をお持ちになっているのだなということを改めて感じまして、この仕事の重要性を改めて確認することができまして、非常にありがたいことだと思っております。

例えば、先般お目にかかったある方は、ご自身の名前でビジネスをされているような方ですので、ほとんど個人事業主とっていいと思うのですけれども、ご覧になっている方多いと思いますけど、たまたま「下町ロケット」の話になりまして、佃製作所からサヤマ

製作所に転職して情報を持って行ってしまったという人の話になったとき、ただ、中山さん、あんたは役人だからそういうことを言うかもしれないけれども、物を考えている途中で、これは重要な情報だとして、ほかのものと区別して金庫に入れるというのはなかなか難しいことがある、常に考えながら、もうちょっといいアイデアはないか、もうちょっといいアイデアはないかということでやっている途中のものが多いのだから、あの番組の状況はよくわからないけど、ちょっと考えてみたというのを、すぐ営業秘密としてきちんと管理していなかったから落ち度があるというのと、実務が回らないのではないかと。

それから、逆にご自身で誰にも教わらなくてやってきたこととして、取引先の方とフリーディスカッションをしたときに、自分でアイデアを出したつもりなのだけれども、フリーディスカッションの中で生まれたアイデアとして、向こうの方がご自身で権利を主張してしまうようなことがあると。その方はご自身の経験から、そういう簡単な打合せのときでも、なるべく紙にして、日付もクレジットも書いて、どういう形でそのフリーディスカッションがなされたかと。もちろん相手との信頼関係が最低限ないとダメなのですが、紙に書くことを意識しているとか、いろいろな話を逆に教えていただきました。

それはほんの一例ですけれども、特に企業規模が小さくて、本日お集まりの方々のような専門的知見のある方々にすぐご相談できる環境にない方ほど、日々いろいろ悩まれているのかなという感じをもった次第でございます。

今日、議題を2つ用意させていただいております、1月にお集まりいただいた以降の不正競争防止法をめぐる動きについてご報告をさせていただくとともに、本日もご出席いただきました岡村委員に座長をお願いして、まさにそういった中小企業の方々も含めた幅広い企業の方々に、きちんとヒントになるようなハンドブックのドラフトを作らせていただきました。今日ご出席の委員の中では、春田委員もメンバーになっていただきましたし、後藤委員長にもオブザーバーとしてご出席いただいたと聞いていますけれども、私自身も非常にニーズが高いなあと実感した直後ですので、ぜひ皆様からお知恵をいただいて、より使い勝手がいい、役に立つハンドブックにしていくことができればありがたいなというふうに思っております。

本日は、忌憚のないご指摘、ご意見を賜れば幸いです。よろしく願いいたします。

○後藤座長　　どうもありがとうございました。

引き続きまして、事務局のほうから委員の交代についてのご連絡をお願いいたします。

○諸永知的財産政策室室長　それでは、ご紹介させていただきます。

まず、委員の交代がございまして、経団連知的財産委員会企画部委員として、もともと柳生様にご出席いただいておりますけれども、今回から、味の素株式会社の知的財産部長の池村様にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

そして春田委員に関しましては、今まで日本労働組合総連合会経済政策局の次長としてご参加いただいていたのですが、このたび局長になられましたけれども、引き続き出ているということなので、よろしくお願いいたします。

○後藤座長　引き続き、定足数の確認をお願いいたします。

○諸永知的財産政策室室長　それでは、定足数の確認をさせていただきます。

本日は、伊藤委員、高山委員、宮島委員の3名の方がご欠席されると連絡をいただいております。また、相澤委員、野口委員に関しましては、遅れてのご参加というご連絡をいただいております。現時点で、全メンバー20名の委員の方のうち、過半数を超えます15名の委員の方にご出席をいただいておりますので、本日の小委員会はこのまま成立といった形で進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○後藤座長　では、引き続き、配付資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

○諸永知的財産政策室室長　資料の確認をさせていただきます。

お手元に、資料1という議事次第の裏に配付資料一覧がございますけれども、順番に。まず、資料1が「議事次第」、この表紙のものでございます。2つ目の資料2が「委員名簿」になります。資料3が、「不正競争防止法に関する最近の動き」という左上をホチキスでとめたものになります。資料4が、「企業における秘密情報の保護・活用ハンドブック～企業価値向上に向けて～」というものになります。こちらの青い扉の表紙のものになります。もう一つ分厚いものが資料5になりまして、ハンドブックの（案）とついたもの、ホチキスでとまっている分厚いものになります。資料6でございますが、「営業秘密管理指針」といった形で、こちらも左の上がホチキスでとまっていますけど、少し薄いものになります。資料7になりますけれども、「『企業における秘密情報の管理手法等に係るマニュアルの策定に向けた研究会』委員名簿」になります。最後、資料番号はついておりませんが、参考として、A3を半分に折りました赤い表紙のものがございますけれども、こちらが「秘密情報の取扱いチェック項目」という資料になっております。

資料がお手元に足りない方などいらっしゃいましたら、事務局にお申しつけください。
——よろしいでしょうか。

○後藤座長　　どうもありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

先ほどもご紹介ありましたけれども、議事は2つありまして、1つは「不正競争防止法に関する最近の動き」ということですが、これは法改正が成立しまして、その後の今日までの動きを、ざっと事務局からご説明いただくということでありまして、2番目がハンドブックについて、これまで取りまとめを岡村先生のもとでやっていたわけですが、皆様には一応ご相談を既に行っていると思っておりますけれども、この案につきましてご審議いただくということが2番目でありまして、2番目の議題のほうに主に時間を費やしたいというふうに思っております。

まず最初に、「不正競争防止法に関する最近の動き」について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○諸永知的財産政策室室長　　それでは、お手元資料3をご覧ください。1月に小委員会を開催させていただきました、その間の動きといったところをご紹介していきたいと思っております。

まず、ご意見などいただきまして取りまとめさせていただきました不正競争防止法の改正自体でございますけれども、7月10日に公布が行われています。2つ目の頭に書かせていただきましたが、改正法の施行日を、来年年明け1月1日からの施行と、施行日を定める政令で既に公布をさせていただいております。

2. (2)でございますけれども、関係政省令の整備状況といったご紹介なのですが、もともと今回の法改正の中におきまして、営業秘密侵害品の譲渡、輸出入禁止といった項目が追加されますけれども、そちらの税関において止めていくというような水際での差し止めの手続などに関して、現在、関税法の改正に向けた準備を財務省とともに進めておりますけれども、こちらの準備が進めば、次の通常国会、年明けから始まります通常国会において審議をいただいて、無事成立したら、施行日はまだ検討中でございますけれども、来年の6月ぐらいから実際の水際での差し止めを進めていけるように準備をしております。こちらのほうの法改正に合わせまして、手続を定めていくような経済産業省令も準備中でございます。

2つ目でございますけれども、もともと推定規定といったところでこの場でもご議論いただいた部分であるのですが、1枚おめくりいただきまして、立証の転換を行っていく中で、「その他政令で定める」といったところを、今後の技術の進展であるとか企業

の方々のニーズを踏まえて、政令でも生産方法以外のものを追加できるように準備を進めてきたところではございますけれども、こちらのほう、引き続き検討を進めてまいりたいと思いますが、現在においては、こちらの生産方法のみで施行させていただきたいというふうに思っております。

3つ目でございますが、こちらはご紹介になりますけれども、不競法の改正を行ってから全国43カ所で説明会などを開催していくべく、準備のほうを進めております。

続きまして3番目でございますが、これも、もともとこの場でもご紹介したことはありませんけれども、官民フォーラムといった形で、企業の方々と、警察、公安調査庁といった日ごろ余り意見交換が行われてなかったようなところも含めて、意見交換などを親密にできるような場を創設していこうといったことでもございまして、これを今年の7月7日に第1回といった形で開催をさせていただきました。そのようなネットワークを引き続き、企業の方々から直接、警察の方であるとか公安の方といったところに繋いでいけるようなものを続けていきたいと思っておりますけれども、今後も年1～2回といった形で開催をさせていただきたいというふうに思っております。

めくっていただきまして、3ページ目のご紹介でございます。4. とありますけれども、相談体制の整備をこの不競法の改正とともにこの間行ってきたわけなのですけれども、まず特許庁内に設けています営業秘密110番といったところで、I N P I Tと我々呼んでおりますけれども、こちらの相談件数、夏まではなかなか知られてなかったこともあり、ちょっと低調ではあったのですが、夏以降すごく相談が増えてまいりまして、11月末時点で194件、昨日時点で204件となっております。企業の方々からの関心は増えてきているのかなというふうに思っています。

内訳を示させていただきましたけれども、相談者として中小企業の方、相談内容に関しても、実際の事案というよりも、どうやって管理をしていけばいいのかというふうなご相談がすごく今多いところがございますので、この後ご議論いただきますハンドブックで、どのように企業の方が取り組めればいいのかといったところはしっかりと我々もPRなどして、普及に努めていきたいというふうに思っています。

4. (2) でございますけれども、本日も警察の方に来ていただいておりますけれども、各都道府県警において、営業秘密保護対策官といったものを来年の1月1日に向けて配置をしていただけるとのことです。企業の方々が、実際、刑事といったところの動きをとろうとした場合、どこに相談すればいいのかといった窓口がはっきりしてまいりますし、警

察の方からも、お話を伺う中で、交番であるとか近所の何とか署といったところよりも、やはり県警本部にご相談いただきたいといったこともありますので、その相談窓口をしっかりと、そして、この後ご説明いたしますハンドブックにも、こちらの相談窓口の一覧などもご紹介できるように準備をしておりますので、ぜひそのようなところで連携などを我々も進めてまいりたいと思っております。

5つ目のハンドブックといったところは、まさに研究会を経産省の知的財産政策室として開かせていただいて、案文をつくってまいりましたけれども、ご議論は、この後、2つ目の議題のほうで行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○後藤座長　　どうもありがとうございました。

不競法についての最近の動きをご説明いただきましたけれども、今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。もしご意見、ご質問等おありの方は、名札を立てていただければ、こちらのほうから指名させていただきますので、もし何かおありでしたらよろしくをお願いいたします。

岡村委員、どうぞ。

○岡村委員　　改正などを踏まえて、「営業秘密管理指針」本体のほうもまた手を入れるべき時期が到来すると思うのですけれども、その際に、実は直接もう既にお願しているのですけれども、図表等、前の管理指針等々についておりましたものが、非常にわかりやすくいいという意味で好評でございましたので、今度そういう機会がございましたら、こちらの指針のほうにも復活という形でお入れいただくようなご手配のほうをお願いできたらと存じます。

以上です。

○後藤座長　　ありがとうございました。

何かありますか。

○諸永知的財産政策室室長　　今の点でございますけれども、もともと営業秘密の流出経路みたいなどの図があったのでございますけれども、そちらのほう、我々も各説明資料などにおいて今現在、例えばこういうふうないろいろご説明するパンフレットであるとかに掲載しておりますので、今回の指針自体にも入れたいとは思っておりますけれども、まずホームページなどでそちらのほうの図をもう一度しっかり見える形でやっていきたいといったところと、今回この後ご議論いただくハンドブックといった中にもそのような図を採

用させていただきたいと思いますので、わかりやすさといったところに今後も努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○後藤座長　よろしゅうございますか。

他に何かございませんか。飯田委員、どうぞ。

○飯田委員　2点ございますが、まず1点目です。営業秘密侵害品の輸出入差止め措置について、ただいま事務局からご説明いただいたところに、弁理士会として基本的に賛成、歓迎いたします。

昨年度の当委員会では、不競法平成27年改正において、輸出入者の主観的要件を請求原因として規定した場合に、本来的に対物的な税関の水際取り締め制度のメリットを減殺するおそれがあるのではないかということ指摘申し上げました。今般の関税法・経産省令の改正案における手続あるいは制度の設計を拝見いたしますと、経産大臣の指定や税関での申し立て受理等で、具体的に特定された侵害品が公表されることが予定されているようです。そうしますと、税関が職権で指定者以外の輸出入者にも侵害認定手続を行えることも相まって、事実上の対物的な効果、さらには輸出入者一般への予防効果がなお期待し得るのではないかと考えます。

そうすると、中小企業も含めた営業秘密の保有者においては、迅速に比較的低廉な費用で全国一律に侵害品の輸出入差止めを実現できるという、税関の水際取り締め制度の本来的なメリットをなお享受し得ると考えますので、今般の手続・制度設計には、基本的に賛成、歓迎いたします。

その上で、経産大臣の指定制度では、従来経産大臣の意見書交付申請制度とは異なっており、新たに被疑侵害者から意見聴取する手続や保有者・被疑侵害者の営業秘密の保持制度などの導入が予定されているようですので、そういう手続や制度の具体的な設計や運用においては、特許権や営業秘密の侵害訴訟などを通じて培われた弁護士や弁理士の法律的・技術的な専門的知見を積極的に活用させていただきたいと希望いたします。

次に2点目です。技術上の秘密を使用する行為等の推定についてですけれども、弁理士会といたしましては、検査方法などについて政令で規定することによって対象化することの当否について、今後とも検討を継続させていただきたいと希望いたします。特に特許法では、単純方法と生産方法、あるいは各方法に係る特許権の効力というものが厳然と峻別されているところ、その峻別が実際の企業の現場での実務感覚と合致しない場面があるというのが実感です。検査方法全般を直ちに政令で規定するのは難しいかもしれませんので、

具体的なところを特定していく必要があると思いますけれども、少なくとも検討は継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○後藤座長 どうもありがとうございました。

最後の検査方法の点について、何かありますか。

○諸永知的財産政策室室長 ありがとうございます。2ついただいた中で、1つ目の水際の手続に関しても、今も営業秘密以外の部分に関しては意見申立制度がございますけれども、その中でも専門家の方々の意見をいただくような場がありますので、今回の新しい制度の運用に関しても、専門的な知見などをいただけるような形で進めていきたいというふうに準備をしています。

2つ目の、まさに先ほどのご説明でもさせていただきましたけれども、生産方法以外の部分に関しては、引き続き検討といったところになりますので、ぜひ皆様、ここにお集まりの委員の方々もそうですし、産業界の方々との意見交換をしっかりと進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○後藤座長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、最初の議題につきましては以上とさせていただきます。

次に、2番目の議題に移らせていただきますけれども、これは少し時間をとってご議論いただきたいと思いますのですが、「企業における秘密情報の保護・活用ハンドブック～企業価値向上に向けて～」というものの案ができておりますので、これにつきましてご説明いただきまして、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○諸永知的財産政策室室長 まず、お手元に資料4、資料5を置きながらご覧いただければと思います。まず、資料4の表紙でございますけれども、もともと営業秘密の保護マニュアルという形でご議論いただいていたところではあるのですが、2つ意味がございます。今回「企業価値向上に向けて」といったところと、知的財産といったところで議論をしていくと、どうしても保護、そして管理というふうなところにつながるのですが、我々経済産業省としましては、活用といったところを一つのメッセージとして出していきたいというふうに思っています。秘密情報といったところは、どうしても過度に守り過ぎていくとなかなか使えないというところがございますので、使うことを前提に、どう保護していくのかといったところを考えている次第でございます。

そして、ハンドブックと名称を変更させていただきましたのは、お手元に既にご議論いただきました「営業秘密管理指針」を資料6で配らせていただいておりますけれども、そち

らの1ページ目の下の部分にもありますとおり、もともと法的保護となる対象は、最低水準の対策はこちらの管理指針でまとめています。さらに、包括的な対策に関しては別途「営業秘密保護マニュアル」という形で掲載させていただいていますけれども、まさにその部分を今回ハンドブックという形で、なるべく企業の方々に普段使っていただけてけるよう、今回の対策といったところは、この後ご紹介しますが、結構細かく書かせていただきました。さらに中小企業の方々にしてみると、なかなか高度なものもあつたりしますし、事業の形態や情報の質からして、どれが合うのかといったところを企業の方々に取捨選択していただきたいというふうに思っておりますので、まさに法的保護の対象となるものは管理指針、そして今回ベストプラクティスという形でいろいろな対策をご紹介するところはこのハンドブックといった形で、名称のほうを、マニュアルというよりもハンドブックという名称にしたらいいのではないかと研究会などのご意見の中でいただきましたので、そちらのほうを採用させていただきました。

では、資料のご紹介にまいります。青いほうの資料4をおめぐりいただきまして、1ページ目でございます。今回、まさに今ご説明しましたけど、法的保護レベルを超えてどういふふうな対策を取捨選択していかうかといったご紹介になるのですけれども、その中でご紹介していくものが、まさに漏えい対策というふうなもの。そしてもう一つ、今回新しく書かせていただきましたのが、漏えいしてしまった場合の対策といったところで、実際に何か情報を検知したとかいうようなときには、初動のようなところも書かせていただきました。そして、もともとの分厚い「営業秘密管理指針」の意味も書かせていただきましたけれども、規約であるとか契約のひな形、そして今回新たに各相談窓口や各種ガイドラインのご紹介といったところを行っております。

そして、この後のスケジュールでございますけれども、今日この場で、小委員会でご紹介させていただいて、皆様のご意見をいただいて、こちらのハンドブックの本文やこの概要の青い資料を直してまいりますけれども、このいただいたご意見を踏まえて修正した後に、パブリックコメントといった形でこの12月の半ばぐらいから1カ月以上かけさせていただいた後に、そのパブリックコメントに出た意見を取りまとめて、さらに修正を加えて、策定・公表といった形を予定しております。

続きまして、2ページ目でございますが、今回のこのハンドブックをまとめるに当たっての考え方などがございますけれども、今まで元々ありました対策は、どういう目的でその対策を行うのかといった点がなかなか記載できてなかったのですけれども、今回、犯罪

予防というふうな観点も入れまして、例えば、場所や状況や環境に潜む機会というものが犯罪をどう誘発するのかという、その犯罪学の考え方なども参考にさせていただきながら、それぞれの対策の目的を明記させていただきました。

ご紹介してまいりますと、こちらのオレンジのほうで、左側に「物理的・技術的な防御」とありますけれども、これはまさに防御といったところで、まずアクセス権をしっかりさせていくような、権限のない人には情報に近寄せないというふうな対策。例えば秘密情報は、不用意にインターネットに繋がっているPCなどには保存しないとか、そんなところもそうでしょうし、権限などない人には情報は見せていかないといったところになると思っています。

2つ目が、持ち出しの困難化といったところで、これはもともと正規にアクセス権を有している人などが不用意に持ち出さないための対策で、私物のUSBメモリーの使用の禁止であるとか、そんなところをうたっているものでございます。

そして、今回新しくうたい始めた言い方で、「心理的な抑止」といったものを右側のほうに2つ書かせていただきました。こちらも、営業秘密と言っても普段使っているものでございますので、物理的・技術防御では防げないところが最後残ってしまうかもしれないのですけれども、犯罪といったところに対して、やる気自体をなくしていくような対策というのは何かといったところも少なからずあるのかなというふうに思っています。そんなところを「心理的な抑止」で示させていただきました。

③と書かせていただきましたけれども、「見つかりやすい」、「見えやすい」というふうなところ、こんなところを「視認性の確保」という形で、例えばレイアウトの工夫であるとか、そんなところから書かせていただきました。

そして、4つ目が「秘密情報と思わなかった」といったところで、実際の情報に触れている方が、それがまさに秘密情報であることや、もしくはアクセス権を誰が有しているのか、そんなところがしっかりと分からないことには、こちらの秘密情報の管理といったところは進みませんので、そういったところをしっかりと認識をしていただこうというふうなものでございます。マル秘という表記をしたり、そんなところをうたっているものでございます。

そして5番目、下にちょっと色も違った形で書かせていただきましたが、そもそも企業の情報を漏えいさせるといったところは企業の価値を損失させるところでありますけれども、そんなところは、当事者意識を高めることによって、企業への損失自体が自身への損

失ということにつながるような意識を高めていくところで、帰属意識や信頼関係の向上と
いったところをしっかりと対策の中身として書かせていただきました。中小企業の方々に
ご意見などいただいていますと、まさにこういうようなところがすごく大事であって、今
取り組んでいますというお話も伺っております。

もう少し具体的にご説明しますが、3ページ目をご覧ください。今回ハンドブックの中
には章立てをさせていただきまして、それぞれ企業における取り組みを、順番にA、B、
C、X、Y、Zというふうな形で示させていただきました。今日お集まりの企業の方の中
にも、既に情報の管理や情報の整理をされているところは多いと思うのですが、ま
だやれてないところに関しては、今保有する情報の洗い出し、棚卸みたいなどころか
ら始めていただきまして、どういうふうな情報がまず社内にあるのかの認識。情報もしく
は企業の強みの源泉といったところの再確認をやっていただこうというのが最初のステッ
プでございます。

2つ目のステップが、そこで洗い出された保有する情報に関して、実際にどういうふう
な価値があるのか、もしくは失ってしまったときの損失、そんなところも考えながら、じ
ゃあそれを秘密として保持するのか、秘密として保護するのか、そんなところをしっかりと
判断していただこうというのが2つ目のステップになります。その秘密情報として管理
するものを精査していただいて、そこに対してさらに、Cというステップでありますけれ
ども、それに見合った対策をどう張りつけていくのか、そして、それをどう周知していく
のかといったところが対策になります。

そして、こちらのほうで、具体的にCで示させていただきました。まず1つ目の、先ほ
ど申し上げた「接近の制御」、アクセス権を持つ人に対して近づけないといったところで
ありますけれども、アクセス権やPCを不用意にネットに繋がらないというところに加えて、
簡単なところで、工場内のルートを制限するであるとか書類に対しての施錠、机の施錠で
あるとかロッカーの施錠も含めて施錠をしていこうといったところ。また電子的なもので
ありましたら、ホルダーを分離していくといったところ。そして、本日も傍聴の方々には
ペーパーレスといった形でやっていますけれども、不用意に紙媒体にしないといったとこ
ろも含めてペーパーレス化。そして電子上であれば、外部からのものに対してはファイ
アウォールをしっかりと導入していただく、こんなところを「接近の制御」といった対策で
書かせていただきました。

2つ目、「持ち出し困難化」でございますけれども、先ほど申し上げた、アクセス権を

有しているのだけどそれを外部に持ち出さないといったところで、私用のUSBメモリーの持ち込み禁止であるとか、会議資料を回収していくといった、不用意に外に流出させないといったところ。そして電子データの暗号化といったところは、アクセス権がない方は開けないといった形で「持ち出し困難化」。そして最近、SNSであるとかの外部へのアップロード、こんなところの制限をしっかりとつけていくといったところを、「持ち出し困難化」というふうな対策で示させていただいております。

3つ目、こちらからが心理的なものも含めてとなりますけれども、漏えい自体が「見つけやすい」というところに関してのご紹介をしています。座席のレイアウトから始まって、例えば関係者以外立入禁止の看板をしっかりと見せていくといったことであったり、こちらのほうは見られているという意識ではあるのですけれども、PCのログをとったり、もしくは作業記録の録画をしていく。こんなところが「見つけやすい」、「見えやすい」といったところにつながるという意味で、「視認性の確保」といった対策で示させていただいております。

4つ目、これは秘密情報としての認識を高めていこうというものでございますけれども、マル秘マークであるとかルール策定の周知、そして秘密保持契約といったところで、再確認をして、秘密情報だと思わなかったとか気づいてなかったといったところをなくしていこうといったところ。そして、表示といったマル秘だけではなくて、無断持ち出し禁止であるとか、誰がアクセス権を持っているのかといったところがしっかり分かるような形で、張り紙や掲示といったところも対策の中に示させていただきました。

5番目が企業への帰属意識や信頼性を高めるといったところで、企業への愛着心であるとか、そんなところを高めていくためのコミュニケーションであったり、もしくは賞与であったり、社内の表彰といったところ、こんなところも示させていただいておりますし、退職者の方に関していいますと、OBの交流であるとかOB会といったところ、簡単なところも示させていただきました。

そして、Y、Z、Xというような形でございますが、こちらのほう、もう1ページめくっていただきまして、4ページ目でございます。今までのものは、自社の営業秘密をどう守っていくのか、漏らさないのかというふうな対策をご紹介してきたわけなのですけれども、今回新たに定めますハンドブックの中では、他社の情報、お取引先であるとか他の方々の情報をどうしっかり保護していくのかといったところ、訴訟に対する備えであるとか、訴えられないためにといったところも含めて書かせていただいているところが新しい部分

でございます。この紛争を未然に防止するといったところ、もしくは意図せず紛争に巻き込まれてしまった場合に対して、こちらの取り組みをご紹介します。

「自社情報の独自性の立証」というようなところで、他社から意図せず紛争に巻き込まれてしまった場合などに備えて、どうやって自身の技術であるとか情報がオリジナル、独自性のものだと立証していけるのかといったところで、例えば日付をしっかりとあるとか、第三者的に日付、経緯がわかるようにといったところを書かせていただいたりしております。

その下、「他社の秘密情報の侵害の防止」といったところで、多様な人材で今雇用の流動性も高まりつつあるのですけれども、転職者の受け入れ。今までも自社の情報を漏らさないために、転職者といったところで、会社をやめられる際の契約の結び方などあったのですけれども、今回新たに、転職者を受け入れる際に、過去の契約がどうなっていたのですかといったところの確認等を明記させていただきました。

そして共同研究といったところで、実際に他社の秘密情報が持ち込まれるといったときに関しての、それを分離して保管していったり、その際の確認といったところを書かせていただいております。

3番目は、取引中での秘密情報の接受といったところでございますけれども、サンプルであるとか、他社の秘密にかかわるような部分の受領時に関して、それはどういう位置づけのものか、そもそもこれは誰に見せていいものか、秘密情報であるのかどうかといったところや、こちらのほうは技術情報だけではなくて、顧客リストであるとか個人情報保護法にまつわるようなものもございますので、例えば個人情報保護法のほうには、名簿などに関しては、受け取る場合に、不正に取得されたものではないとか、元々の所有はどこであったのかといった確認義務の追加が今年されましたけれども、そちらのほうの義務を怠らないようにといった意味での、不正に取得されたものでないといった書面上での確認、こんなところを入れております。

4つ目が、秘密情報の営業や売り込みに対してどういうところに留意すべきかといったところ。こちらのほうも、個人情報保護法などの情報のもとがどうなっているのかといったところや、情報の出所といったところの確認をうたっております。

その下、「営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止」といったところで営業秘密侵害品の譲渡や輸出入の禁止をうたっておりますし、あるいは立証の転嫁といったところがございますけれども、疑わしい状況が生じている場合、例えば他社さんから、こちらの製品は、

うちの何かを使っているよと警告書のようなものが届いた場合において、それに伴ってしっかりと確認を行ったであるとか、もしくは業界内でうわさのような形で流れているものを、うわさを耳にしておきながら確認をしなかったというようなことがないように、疑わしいといわれている場合に関しては、相当の注意を払ったといったことを証明できるような対策といったところを示させていただきました。

そしてZという形で、もしも情報が漏れた場合のご紹介もしております。こちらのほうは、実際、万々が一情報漏えいが発生した場合に迅速な対応ができるように、その手順やそれに向けての準備をうたっております。徴候の把握や、そして実際に徴候を把握した後の確認といったところで、徴候の把握として、例えば大量に一時期にダウンロードされている方がいたとか、ログなどを検知していくといったところと、疑いの確認といったところで、そのログを押さえていく、調べていく。そして他社のものであれば、他社の製品の分析などもあるのかもしれないといったところを書かせていただきました。

そして実際の初動でございますけれども、一番最初に検知したところにおいて正確な情報の把握、そして原因の究明といったところをしっかりと行っていく。それが再発防止にも将来的には繋がるかもしれないというふうに書かせていただきました。

そして2つ目が、被害の実態の検証といったところで、こちらのほうは、多分一番最初のときには、どこまで被害が出ているのかの確認というよりも、どこまで被害が広がり得るのかというふうな、最悪のケースをどう見積もるのかといったところの検証などを書かせていただきました。

そして初動対策といったところで、実際に、いかに初動を早めて的確にやるかによって損失を最小限に抑えるといったところと、例えば個人情報保護法のようなところで、法令に基づく適切な対応や求められた対応などがある場合に関しては、そちらのほうのご紹介などをしております。

そして「対策チームの設置等」とありますけれども、これは初動対応に向けて日ごろからの準備という意味も含めまして、どういうふうな準備をしておけばいいのかといったところを触れさせていただきました。

あとは、責任追及といったところや、それに向けての証拠保全や収集といったところを書かせていただいております。

そしてXという形ではございますけれども、これらの対策に向けてどういうふうなことを社内で体制として整えておけばいいのかといったところで書かせていただきました。そ

の中で、1つ大きなところとして「経営層の関与」といったところ。これは管理や保護を進めていく上でも、経営層、トップのメッセージやリーダーシップが非常に現場の判断を進めやすくするといったところをご指摘いただいていますので、経営層にかかわる方々のメッセージを前面に出していただくようにうたっております。そして「各部門の役割分担」を、体制といったところへ例示させていただいています。

参考資料、本日のお手元のものやパブリックコメントの中には、規定やひな形といったところはまだ示さず、並行して我々作業を進めていこうと思えますけれども、そちらを示していこうというふうに思っております。

最後、参考でございますが、7ページ目以降、7、8、9をご紹介させていただきたいと思えます。今回、今日お集まりの委員の方々に事前にお話ししているときも、このすごく分厚いハンドブックを、普段やってない方が一番最初に手にしていくのはなかなかハードルも高いといったところがございますので、先ほど「参考ですよ」と言ってご紹介させていただきましたが、こちらの赤い表紙のほう、こんなところをまず手引のような形で、まず何から進めていいのかといったところ。

念頭でございますのは、なかなかハードルが高くてとっつきにくいと思われる中小企業の方々などを意識しながら、どういうふうな形で保有する情報を洗い出して秘密として決定して、どういう対策をとったところを確認するチェックリストのようなもので示させていただきましたのと、裏表紙になりますけど、相談窓口といったところで、先ほどの営業秘密110番であるとか、IPAの情報セキュリティ関係の窓口であるとか、先ほどご紹介させていただきました都道府県警の相談窓口といったところを示させていただいて、こちらのような簡単な手引やチラシのようなものをつくらせていただきました。

青い資料でございますけれども、7ページ目、8ページ目、9ページ目には、実際に中小企業の方々に今回の営業秘密の対策をやってみようというふうに思っていたくためにも、企業においてどういうことに取り組まれているのかをご紹介させていただく資料を、まずこちらの概要に示させていただいて、今後パブリックコメントをかけている間にも、こちらのハンドブック自身にコラムのような形で各事例を紹介していくための準備でございます。こちら、3つ今日ご紹介させていただきますけれども、それぞれ保護や管理といったところを通じて、実は企業の業績が向上しているのですよというふうなところをご紹介しております。

まず、1つ目の事例でございます。JKBさんというのですけれども、こちらはすごく

精度の高い金属プレス、微細な加工も得意とされている企業なのですが、概要のところで書かせていただきましたが、もともと20年以上前に、お取引先というか大企業の方と取引をやっている中で、金型を作るノウハウである工程サンプル、流れながら金型でプレスを順番にしていっていったところの最後の残る端っこの部分なのですが、それを見てもみると、どういう順番でプレスをしているのかがわかるようなものがあるのですが、その工程サンプルの提示を求められて、本来であれば、秘蔵の技でございますのでどうしても出たくないといったところなのですが、取引先から言われてしまって、泣く泣く渡したら、その結果、取引は止まって、その先、中小企業と同じようなものが中国のほうで作られていて、そちらに取引が動いていたと。そんなところで、やはりこんなところはなくしていきたいという思いから、その経験を踏まえまして、企業の他社との契約の中においても、例えば金型であるとか図面は渡しませんよといったところを契約の段階から入れられている企業でございます。

その下に「具体策」と書かせていただきましたけれども、まず工場などに関しては、中からしか開かないような扉を採用されていたり、この企業、1社と取引しているわけではなくて、複数社とももちろん取引されていますので、どうしても工場内を見たいとか、自分のものが見たいというふうな場合においては、他社さんの製品や金型がございまして、そういう場合はそちらを覆いで隠すであるとか、そんなところをしっかりと、目隠しをしているそうです。こんなところが、訪問された企業の方々、逆に自分の情報も守ってくれるのだといったところで、取引などが増えているようでございます。

そして図面などに関しては、こちら神奈川に本社がございましてけれども、山形の工場なども普通の情報は繋がっているようなのですが、図面などの重要な情報に関しては、インターネットには繋がらないPCのほうで管理されているそうです。そして先ほど申し上げましたけれども、ノウハウなどはやはり財産であって、提供しないといったところを契約書の段階で明記して、元々の見積り段階からうたわれているそうです。

そして「視認性の確保」といったところで、写真も掲載しておりますけれども、立ち入り禁止や撮影禁止といったところを至る箇所において、その場にいる人がしっかりと認識を高めていくといったところでやられているそうです。こちらのほうの他社の情報に関しても、管理を徹底するといったところに関して信頼性が高まっていて、「業績にも好影響」と書かせていただいておりますけれども、ここ10年間で、利益のほうで250%というふうな成績をたたき出されている会社でございます。

2つ目、しのはらプレスサービスのご紹介でございます。こちら、千葉県の船橋市にある、元々プレス機器を作っていた会社から独立されたメンテナンスの企業でございます。元々プレス機械は、50年使われたり、60年平気で使われていて、メンテナンスといったところも、業としてなっているというよりも、企業直結のところは少しずつ直すといったところが多いそうなのですが、こちらの企業では、どんなメーカーのものに対しても、サービスとして直していけるといったところで、例えば部品なども、この工場、自社で修理する部品を作ってお提供されたりしているそうです。

そんな中で社長の篠原さんがおっしゃっていたのは、知識集約型を社長自らが掲げて、知財を企業の経営の柱にしているといったところでもございました。そして、元々たくさんのプレス機械がございますので、そちらのカタログや図面データを、お取引先のところを訪問して4,000機種そろえて、こちらは、世界で多分ここにしかないだろうというふうなものになっているそうです。そんなところをやるとともに、点検の際のデータといったところを新たに設けて、そして制度になったわけなのですが、こちらは、経年劣化した機械の現状データといったところと、元々のデータと使用の中においてどういうふうな老朽化などが進んでいくかといったところ。

さらに修理といったときの作業データ、こちらはまさに修理していくノウハウでございますけれども、こんなところを蓄積していくことによって、他社にはまねのできないサービスを提供されているそうです。その修理の作業データや日ごろの企業の中の取り組みをマニュアル化する。こちらのほうは、独自に文書化をして、ノウハウを知財として共有をしていくといったところを行われている企業であるのですが、その際に、工夫、発案された社員の方々のお名前を紙に明記していくといったところを行われているそうです。こういうことを通じて、自分自身も会社の経営や競争力の源泉になっている、知財を作り出しているのだといった当事者意識がすごく高まっていて、やる気も向上されている企業だというふうなことを伺いました。

こちらのほう、右側のほうに結果といったところで示させていただきましたけれども、当事者意識がすごく高まっているといったところと、同業他社さんへの転職が、過去、もう40年近く全くないそうです。さらに新卒での採用をずっと続けられているといったところで、こういったところがリクルートにも繋がるようになった、採用といったところにも繋がっているそうです。

そしてこちら、メンテナンスというのは修理のサービスではあるのですが、実際にア

アメリカにも日本のプレス機器が出ているようなところも含めて、メンテナンスサービスが海外展開まで繋がっているそうです。

最後、裏表紙の部分にございますけれども、ちょっとまた業種の違うところで、こちらはサービス業の方でございます。こちら、ハッピーという京都の宇治にある会社なのですが、クリーニングとは違って、衣服をメンテナンスしていくというふうな考え方で行われているところでございます。こちらのほう、普通、ドライクリーニングというのは石油系のもので洗っていくといったところを、繊維が傷んでしまう、水で徹底的に洗うことによって、汗を含めた汚れを落としていくというような技術が技術的にすごいというふうなところでございます。

実は全国でこの工場に向けて宅配などで配送して行って、そこで一括でメンテナンスを行っているのですけれども、顧客情報の管理を徹底にやられています。クリーニングというか、衣服はどういうふうな価格のもので、家族構成がどうなっていて、どういう頻度で買っているといったところは、すぐ顧客の情報と直結してまいりますので、その顧客情報をしっかりと管理していくとともに、顧客の方に対して、実際、「最近どうですか」とか、台風とかが来ると、「台風大丈夫でしたか」というふうなメールが届いたり、そんなところで顧客の方を大事にしながらやりとりをされているという会社なのですけれども、そこで扱っている顧客の情報に関してしっかりと管理をされているといったところと、技術ノウハウの扱いに関して徹底をされている企業でございます。

具体的にご紹介しますと、まず衣服といっても、さまざまな衣服の素材に対して、試行錯誤というか、どういうふうな洗浄方法が合うのかといったところをしっかりとデータ化をしていらっしゃる。こんなところのノウハウを蓄積していくことと、「接近の制御」といったところも徹底をされていて、先ほど顧客の情報を扱うと申し上げましたけれども、それにアクセスできる方をしっかりと、この情報に関してはこの部署の人、例えば洗うほうに関しては洗うところだけ、顧客のオペレーションをするような方に関しては、電話オペレーターの方はその部分だけというふうに管理を徹底されていて、毎日更新されるようなパスワードの付与などというも行っているそうです。

もう一つ重要なところが、技術的なものでありますけれども、そこにまつわる溶剤・洗剤のようなどころに関しての性質や中身といったところは、実はこちらの会長とその息子さんしか知らないというふうなところで、不要な情報漏えいといったところを防いでいるところでございます。そして「持ち出し困難化」といったところで、携帯電話をそもそも

社内には持ち込ませないといったところや、「視認性の確保」といったところで、作業工程を全て、例えばアイロンがけをしているようなところは、上から全ての作業をカメラで撮影をされているそうです。

こちらのほうは、撮影をしているところが視認性を高めているとともに、右側のほうにも書かせていただきましたけれども、お客さんのものを扱いますので、万が一クレームなどがあつた場合においても、従業員はこういう作業をしているといった、証拠というか証明するためにも使えるといったところで、従業員の保護にも活用されているそうですし、どうしても手作業になりますので、作業を習得しているときに、先輩の背中を見てではないのですけれども、そんなところをやるときも、先輩の背中も映像で見えるのですけれども、自分の背中も見えることになりますので、自分に足りないスキルなどのチェックにも活用されているといったご紹介でした。

最後、そのような各工程でのスキルが5段階にそれぞれなっているようで、技能何級みたいなものがある中で、それが高まっていけばお給料にも反映されるといったところで、皆さんが自分の技術を高めていこうと、やる気が向上されているそうです。こちらのほうも業績が、クリーニングという業態ではあるのですけれども、例えば、ワイシャツ1枚も何千円といった金額でやってもお客さんが離れないというような、高価格でも満足度の高いサービスを実現されている会社でございます。

このような形で、今回3つご紹介させていただきましたけれども、中小企業において顧客情報であるとか技術情報をしっかり守っていくといったところが、従業員の方のモチベーションの向上であるとか実際の業績の向上につながっているようなところをご紹介させていただきながら、我々の元々の営業秘密の保護・活用の「活用」の部分もしっかり認識しながら進めていきたいなといったことで、今回この概要といった中にも事例の紹介を入れさせていただきました。

駆け足でしたが以上でございます。

○後藤座長　　どうもありがとうございました。

ハンドブックの案につきまして概要をご説明いただきましたけれども、これからハンドブックの案につきましてご質問とかご意見をいただきたいと思います。先ほどと繰り返になりますけれども、名札を立てていただければこちらのほうで指名いたしますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

久慈委員、お願いいたします。

○久慈委員　この厚いハンドブックの資料をいただいて、最初やはり違和感があったのは、「活用」というふうに入っているところで、今、参考例の3社の例を聞いて、活用というのは、それはそれで入っているなというふうに理解したのですけれども、諸永さんの「活用」というのを入れたいという熱い気持ちはわかったような気はしますが、ハンドブックにはこの参考例は入れないのでしょうか。

○諸永知的財産政策室室長　コラムのような形で差し込む予定でございます。

○久慈委員　通常、秘密情報の活用という場合には、相当企業戦略の具体的な中身でこういうふうにすればいいのだというのが入ってきますので、余り書き過ぎないほうがいいという要素もあるのですね。ただ、この参考例程度だったら、それはそれでいいのかなと思います。

本文の中の9ページの2-2の「秘密情報の決定」の次の丸印のところなのですが、3行目あたり、「技術情報については、特許権など権利化して他社にライセンスしたり、標準化することを通じて他社にも自社技術を使用させる方が適切な情報もあれば、秘密として保持したり」という、それに適切な情報もあってオープン&クローズ戦略と呼ばれている、こういう表記があります。オープン&クローズ戦略というのはいろいろな使われ方をするのでありますが、通常、企業で使う場合には、ビジネスのオープン&クローズは、取引先を広げるというのがオープンで、自分で独占的にやる、自社で作ったりというのがクローズなのです。それが知財の話になると、特許で公開されるのがオープンで、ノウハウとして守るのがクローズだというふうに、そういう言い方で使われることもあります。

それはやはり混乱するのです。通常はビジネスのほうのオープン&クローズ戦略で、プラットフォーム戦略という言い方もするのでありますが、取引の問題として扱う考えですね。このあたりは少し、そういうこともあるのだということで分かりやすく書いたほうがいいのではないかと思います。

とりあえず私のほうからは、活用という観点で考えた場合に、どこまでこのハンドブックに書き込むかということで少し気になりましたということで意見を申し上げました。

以上です。

○後藤座長　どうもありがとうございました。

秘密情報というのは、大事な企業の日々の営業活動あるいは研究開発活動の中で使われていくものが多いので、じっとしまっておくだけではなくて、使うほうの使い勝手のよさも両方考慮した上で、どのように管理していくかというところが大事だというようなニュ

アンスで、多分「活用」というのは入ったのだと思うのですけど。

○久慈委員　例えば、もっと活用をちゃんと書くとすれば、ノウハウというのはノウハウライセンスの対象になりますから、そのときに、それをどういう値決めをしていくのかとか、それにリンクしていくのですね。ただ、そのあたりになると、書く内容としては、これは秘密情報の保護中心の資料ですから、余り書き過ぎないほうがいいのだろうなというふうに思いました。

○諸永知的財産政策室室長　ありがとうございます。まず、1点目の部分、久慈委員からいただいたようなところを感じていまして、一方で、どうしても管理・保護とって使いにくくしないというような意味で、「活用」といった表現を使わせていただいています。今、久慈先生からいただいたように、ライセンスしていくようなところというのは、実際今回のハンドブックの中では想定をしていなかったもので、そんな表現で、活用というようなところはしまい込むのではなくて使うのだという、企業内における活用という意味で表現を使わせていただきました。

もう1点、オープン&クローズの部分で、まだ表現が足りないのかもしれないのですが、我々も、例えば特許化して独占的に実施していくというところに関してはクローズのほうに書くのですよという意味で、前者、元々のプラットフォーム戦略と近い意味でのオープン&クローズというふうな表現をさせていただいたのですけれども、このような書き方では、ちょっとまだわからないかなという感じでしょうか。

○中山経済産業政策局審議官　同じことなのですけど、補足させていただきますと、1つ目の点については、基本的には、このハンドブックは保護のためのハンドブックだと我々は思っています。ただ、保護をしていくときに、活用をしていくということとのバランスが大事だということで、キーワードとして入れたということで、例えば最後にご紹介した事例の3つも、諸永が口頭で、ビジネスモデルとしての注目点みたいなのところも適宜補足してご説明しましたけれども、紙の上では保護のために何をやるかということで、A、B、C。Cの中に5つというところで、これに該当しますという形で、保護の観点から見た学ぶべきところを取り上げるように、そこは意識して編集するように努めたつもりであります。

2番目も、まさにご指摘のような点の中で議論しまして、普通はオープン&クローズといたら、情報を開示するかしないかではなくて、アクセスを認めて仲間をふやそうという部分と、これは囲い込んで差別化して武器にしていこうという、そういう意味でのオー

ブン&クローズだろうということで、開示、非開示と記述が混乱しているところがあったので、むしろアクセスを許容してやっていく部分と、アクセスをむしろ拒絶するというとちょっと言葉はきついですけれども、自分で基本的にここは差別化の武器として使っているというところで分けて、知的財産権を組み合わせましょうと。

したがって、クローズの中には出願公開はあるけれども、情報は開示されるけれども、特許でとってライセンスはしないみたいなほうはクローズのほうに入れたということで、工夫はしたつもりなのですが、ちょっとまだそこが読み取りにくいというご指摘をいただきましたので、さらに工夫はしていきたいというふうに思っております。

○後藤座長　よろしゅうございますか。他に何かございませんか。

飯田委員、どうぞ。

○飯田委員　技術上の営業秘密該当性、より具体的には技術の開発・取得の独自性、時点、内容などを立証するための資料の証拠化の手法についてですけれども、ご承知のとおり、知財研で現在、特許庁の先使用权ガイドラインの改訂作業が進行中でして、私や林先生が参画させていただいているのですけれども、その改訂版では、先使用权の立証資料の証拠化手法として、具体的には公証制度とタイムスタンプの活用や使い分けが詳細に記述されることになっております。先使用权であれ技術上の営業秘密該当性であれ、その立証資料の証拠化手法という点で共通するところが多いところですよ。逆に今般お示しいただいたハンドブックでは、重複や矛盾を回避するために、その証拠化については記述しないという方向でおられます。そこで、ハンドブックにおいては、立証資料の証拠化という点では、先使用权ガイドラインの記述を参照する形に、ひもづけをしていただけたら宜しいかなと思います。

確かにハンドブックの公表予定が来年の1月で、改訂ガイドラインの公表予定が来年の3月だと思いますので、スケジュール的に工夫が必要なかもしれませんが、ご検討いただければ幸いに存じます。

また、先使用权ガイドラインの改訂作業の関係では、中小企業の経営者向けに改訂版に基づき別途パンフレットを作成する予定になっておりまして、今日、ハンドブックとの関係でお示しいただいた秘密情報の取り扱いチェック項目もまさに中小企業の経営者の方にまずは早わかりしてもらって資料を提供するという意味で同じ方向を向いていて、非常に望ましいと感じています。

ただ1点だけ、最終ページの相談窓口ですけれども、I N P I T、I P A等、中央の窓

口だけが記載されているわけですが、各地方では発明協会等が知財総合支援窓口を開設していて、営業秘密関連の相談にも対応するサービスを行っておりまして、特に地方の中小企業にとってアクセスしやすい窓口ですので、それも記述していただけたらと思います。

以上です。

○諸永知的財産政策室室長　ありがとうございます。まず1点目の特許の先使用のガイドラインでございますけれども、そちらは、今飯田委員からもご紹介いただいたように検討中でございます。こちらの参考資料のほうにはご紹介をさせていただきつつも、リファレンスとしてURLを示そうと思っても、まだ向こうがないものなので、ちょっと今検討中で、3月ぐらいにはというような書きぶりを入れさせていただきつつ、こちらのほうの資料、紙でセットというところとともにインターネット、うちの経済産業省のホームページのほうに掲載してまいりますので、そちらの一旦セットしたものを、実際にガイドラインが出たときには、ホームページ上では直していくといった対応をさせていただければと思います。

2点目でございますけれども、まさに発明協会の相談窓口は入れさせていただきたいと思っておりますので、書きぶりなどご相談させていただきます。

先使用権に関しましては、後ろのほうのリファレンスとして、まだない部分ではあるのですが、いろいろなガイドラインをご紹介していく参考資料のラインナップの中に入れさせていただきたいと思っておりますし、5章の部分に関して、分厚いほうの78ページでございますけれども、点々の四角の一番下の欄の「記録の使用力の向上」というところに、公正証書といったことをご紹介して、こんな並びで実際の先使用権のガイドラインなどというのも引用していくのかなというふうに思っております。

○後藤座長　岡村委員、どうぞ。

○岡村委員　座長を務めさせていただきました岡村でございます。今、飯田委員がおっしゃっておられたことはよくわかりますけれども、2点、私なりに感じたところを申し上げたいと思います。

1点は、営業秘密の場合は、ご存じのとおり、特許と違って技術情報以外に顧客名簿のようなものがございます。したがって、タイムスタンプ等々にはなじまない性格のものも多々ございます。したがって、営業秘密の場合は、半分は技術情報であるけれども、半分は例えば顧客名簿のような、かなり性格が違うものが入っているということはお

わかりいただいているとおりでと思います。

それと2点目、IPAが入っているというのに違和感をもたれる方もいらっしゃるかもしれませんが、これもご案内のとおり、大昔のような産業スパイ的な話というよりは、現在サイバー攻撃で、例えば技術情報にしても、かなり高度な手口で抜かれると。しかも、抜かれたこと自体が分からないと。それに対して対応策も分からないというようなことが、かなり大きな事件でもご案内のとおり起こっておりまして、中には、一度暗号化されたものがメモリー上に展開されて平文になったものが狙われるようなことがございますので、各地方の我々のような弁護士あるいは弁理士が対応するという部分もあろうかとは思いますが、かなり技術的に攻められているので、それに対抗しなければならぬような状況に、もうそういう段階に入ってきているということもご承知いただけたらと存じます。

以上です。

○後藤座長 ありがとうございます。

では、飯田委員。

○飯田委員 岡村先生、どうもありがとうございました。IPAが相談窓口に入っていること自体には全く違和感ございません。技術的管理等との関係でいわゆる対策のしおりシリーズとか、非常に有用な情報をIPAが提供されていますので、そこ自体について全く何か申し上げているわけではないということでもよろしく願いいたします。

○後藤座長 それでは、林委員、何かございますか。

○林委員 ありがとうございます。大変有用であろうハンドブックをまとめていただきまして、さぞ大変だったのではないかと思います。改めて感謝申し上げます。

その上で、これからパブコメに出されるということなので、皆様がこれを読むに当たっての事前の説明としてお伺いしておきたい点がございます。まず、ハンドブックのタイトルなのですが、「企業における営業情報の保護・活用ハンドブック」、これがタイトルなののでしょうか。2段書きされておりますけど、全部なのですね。そうしますと、「企業における」というのをわざわざ限定しているのはなぜなのか。

それから、従来の営業秘密という、すなわち不競法の2条の項で定義されている秘密管理性、有用性、非公知性を充足するところの情報、この用語を使わずに秘密情報というふうに変えた理由は何なのか。この点、ハンドブックの1ページの下の方の丸のところに、「本書において漏えい対策の対象となる秘密情報は、不正競争防止法による保護の対象となる

『営業秘密』と重なる場合もありますが、それだけではなく、企業において秘密として保持すべきと判断する全ての情報が対象となります。」と書かれているのですが、そうすると、企業において秘密として保持すべきと判断する情報というのは、秘密管理性、有用性、非公知性を充足する秘密情報とは別物として概念されているのだろうかというのが分からないところなので、教えていただければと思います。秘密情報といいかえたのはなぜなのか。

あと、保護・活用というところにも、私ももともと違和感がありました。別にこだわるものではないのですが、イノベーションサイクルの中で出てきた情報を公開して、特許として公開のインセンティブとして出願から20年間の独占を認められる形にするのか、それとも、期間制限なしに営業秘密としてクローズドの形で活用していくのか。その活用場面で公開するか秘密とするかを選択して、活用したことによって得た利益を次の開発に回していくというのがイノベーションサイクルの一般的な説明だと思うのですが、ということは、秘密情報について議論する大前提としては、秘密として活用しようという選択が出発点でありまして、秘密として活用することを選択したにもかかわらず秘密を漏らしてしまったら、価値を失ってしまってイノベーションサイクルが回らないから、秘密としての活用を選択した以上は、それが漏れいしないような対策を講じましょうということで今までの管理指針はつくられてきたと思うのですね。

ガイドラインを出したときには、資料6の1ページの一番下のボツのところに書かれているのですけれども、「この点、本指針は、不正競争防止法によって差止めなどの法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものである。漏えい防止ないし漏えい時に推奨される（高度なものを含めた）包括的対策は、別途策定する『営業秘密保護マニュアル』（仮称）によって対応する予定である。」と書かれていまして、この管理指針を出した時点では、管理指針とマニュアルとの区別というのは、対象となる情報が違うのではなくて、管理指針のほうは最低限の水準の対策、より高度なものも含めた対策、包括的な対策はマニュアル、今回ハンドブックになったわけなのですけれども、そちらで紹介しましょうと。22年以來の昔の管理指針というのは、そういうものも全部含めて書かれていたために、どこまでやればいいのかわからないとか、大企業でもここまでやるのは無理というようなユーザーからの声があったのを受けて、そのような管理指針とマニュアルないしハンドブックとの使い分けというのをしたのだと思うのですね。

そうすると、この資料5の今のハンドブックの1ページの一番下の丸のところに書いて

あるような、対象となる秘密情報が、管理指針とこのハンドブックで違うというような説明というのは、どういうふうに整合性があるのかなというのが疑問でありますし、その次に続いている「すなわち」以下の文章の中で、「すなわち、本書で示す対策は、同法に基づく法的保護を受けるために必要となる水準の対策とは無関係のものであり、」と書いてありまして、最低限の水準ということと無関係というのは何かちょっと違和感があるところであります。それが、タイトルで「秘密情報」という言葉にいかえられたりしたところと今の記載のところ、両方関連しての質問の点でございます。

もう一点質問なのですが、今回パブコメに出されるのはこの資料5の範囲だけで、今後参考資料としておつけになる予定の契約書とか規定の参考例などは特にはつけられないというようなご予定なのですね。そうしますと、直近で企業、団体の知財関係のご意見などを聞いた際も、今回のハンドブックでいきますと、第5章のところの「他社の秘密情報に係る紛争への備え」、こちらについて情報を受け入れたことによる被告側のリスク対策、特に新しい5条の2の推定規定の当てはめにおいて、5号とか8号の重過失の認定が実際どの程度の手当てをすれば重過失にならないのかといったあたりも関心があるところなので、今後この5章を、さらに具体例として出されるであろう参考資料をおつくりになるときには、5章の本文のほうでは、これはあくまでも例であって、これを全部しなければいけないというわけではないということが書かれているのですけれども、ひな形を出すときには、そのひな形の背景とかその対象とする場面とかも付記してひな形を出されたほうがひとり歩きしないのではないかと思いますので、その点、これは意見でございます。

以上です。

○後藤座長 どうもありがとうございました。

ハンドブックの基本的な性質にかかわるご質問が幾つかあったと思いますので、よろしくお願いいたします。

○諸永知的財産政策室室長 ご質問ありがとうございます。まず、1点目の「企業における」とさせていただきました理由でございますが、例えば大学においても同じような形で、こちらのハンドブックを参考にしながら、経済産業省の大学担当の課室において今検討を進めているところでございます。まさに同じような営業秘密や秘密情報といったところは企業に限ったものではありませんので、そんなところで別途検討を進めておりますけれども、今日も傍聴など来ていますけれども、こちらのほうを参考にしながら、大学等におけるといったところを進めているところでございます。

もう一つ、今回の管理指針との関係の部分でのご質問でございますけれども、まず営業秘密と秘密情報とを書き分けたところでございますが、さまざまな対策をとられるときに、営業秘密でない部分だけでも企業内において秘密として管理をされているようなもの。例えば人事管理の情報であったり、もしかするとネガティブな情報といったところもあるのかもしれないといったところ、有用性という観点で必ずしも営業秘密とはいえないようなところもあるのかなという意味で、営業秘密という言葉は、あえて管理指針のほうでは法的保護の対象という意味での営業秘密といったものに限定させていただいて、法的保護の対象を示させていただいたのですけれども、こちらのほうの今回のハンドブックに關しましては、秘密として守るという行為のほうで営業秘密に当たるものも当然そうですし、それ以外の情報も、秘密として守るものに関して同じような対策が施せるのではないかなという、企業の対策の施し方といったところから書かせていただきました。

そのような意思も含めまして、法的保護を受けるために必要となる水準と無関係という、ちょっと強めの表現をさせていただきましたのは、このハンドブック自体は対策の事例集という、より高度なものでございまして、最低限法的な保護の対象になるかどうかに関しては指針で判断をいただきたいという意味で、このようなちょっときつ目な表現も使わせていただいているところでございます。

3点目、ひな形などを今後示していくときには、まさに本文にあるようなところも含めて背景を示させていただきたいと思いますので、ご意見ありがとうございます。

○後藤座長　あと、活用ということについては、ここで活用とっているのは、オープンイノベーションのような外に出して広く仲間を作つてというような意味ではなくて、社内で余りがちがちに守ってしまうと、研究開発のときにその情報がすぐに使えなくて困ってしまうとか、そういう社内での活用という意味かなというふうに私は理解していたのですが、いかがですか。

○諸永知的財産政策室室長　座長、ありがとうございます。すみません、説明が不足していました。

まさに今ご説明いただいたように、「活用」という表現は、自社においてしまっておくのではなくて、もっと企業活動に使いましょうという意味で「活用」といった表現を使わせていただいているところでございます。

○後藤座長　長澤委員、どうぞ。

○長澤委員　本当にコンプリヘンシブなマニュアルといいますかハンドブックをつくっ

ていただきまして、まず、ありがとうございます。

同じように気がついたところを幾つか申し上げますと、林委員がおっしゃったことに少しダブると思うのですが、もともと営業秘密についてどうするか、不競法の改正に対してどう対応するかということを議論した委員会であったというふうに理解していますので、その対応についてのマニュアルが発行されるのであろうと思っておりました。つまり、法的なところは別途指針で書かれていて、マニュアルというのは、法的な指針を例えば企業としてどう対応すればいいかということが理解できるように作られることを期待していたものですから、法律とは全然関係ありませんという表現は、やはり強すぎるかと思います。マニュアルがハンドブックになったということもあるのですが、営業秘密の保護とか、営業秘密を盗まれた時に法的な措置をとるには、どういうやり方があるかということが記載されている等、法的な側面とのリンクがあってもいいのではないかと感じました。

ただ、我々会社の中でも、いわゆる営業秘密として扱う情報と、そうではないが一般機密として扱わなければいけない情報というのが混在していることは確かでございます。これら両方の情報に対する措置が全く別々に行われているかというのと、そうではなく、我々の会社の中のハンドブックとかマニュアルのようなもの共通に扱い、それらの間の区別はするけど、それぞれに対しての対応を書いているのですが、経済産業省として発行するものとしては、どちらかというのと、もう少し法律的な側面があったほうがいいのかなというのが個人的な意見でございます。

2つ目ですが、既に林委員が指摘された「活用」という言葉は、実は弊社でも、営業秘密の管理を行うのは法務部門とかリスクマネジメント部門とか、我々知財部門の人間が多いものですから、「活用」という言葉を聞くと、まず、権利の活用だと想像すると思います。しかも、特許と同じように営業秘密が大事だよというようなことは社内で啓蒙しているので、営業秘密の活用といわれると、何となく不競法で訴えるというイメージをもたれます。主旨は有効利用という、後藤委員長がおっしゃった言葉に近いと理解していますので、何かこの「活用」という言葉は工夫できないかと感じました。

あと、これは細かい話なのですが、本文のほうの8ページから14ページ目に情報の階層化の話が書かれており、分類の数が余り多くなると大変だということが一応書かれています。これはまさにその通りで、我々の中でも非常に多くの分類をつけてしまいますと、管理だけで手いっぱいになってしまって、それも面倒になるので結局全部営業秘密に入れてしまう部門が出てきて、非常に管理上困っています。

我々、実は最近、この不競法の改正のときに合わせまして、分類をかなりシンプルにして、営業秘密として守るべきものか、そうではないものか、外部から受け取った情報かの3つぐらいに絞っています。今まではもう少し詳細に分けていたのですが。そういう意味では、真面目にこの8ページぐらいから読み始めると、こんなに多岐にわたって考えなければいけないのだという感覚が先に立ってしまって、途中で諦めてしまう虞があります。最後に、分類の数が余り多くなると大変という救い書かれているというような順番になっているので、この順番を工夫されるといいのではないかなというふうに感じました。

あと最後、もっと細かい話で、資料4で書かれている中に、最初、ざっと読ませていただいて違和感があったのが、3番目のスライドには「PCを不必要にネットに繋がらない」と書いてあったことです。これは非常に違和感がありまして、ネットにつながらないPCというのは、会社としてほとんどもっていても意味がないと思ったのですが、本文をみると、要は特定のPCに機密情報を保存して、そこはネットから隔離してはどうかという提案なので、ここは本文と符合がとれてないような印象を受けました。

以上でございます。

○後藤座長　　ありがとうございました。

何かお答えすることありますか。

○諸永知的財産政策室室長　　今ご指摘いただいた部分の書きぶりで、もっと前にもってきたほうがいいであるとか、PCの部分に関しても、ちょっと書きぶりなど、座長などともご相談させていただきながら、改めさせていただける部分是对应させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○後藤座長　　「活用」という言葉は違和感をもたれる方が多いみたいで、今、長澤委員からご指摘いただいたように、権利の活用と誤解されるというおそれもあるかもしれませんで、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

石井委員、どうぞ。

○石井委員　　既にいろいろな先生方からご指摘があったところの繰り返しになりますけれども、タイトルの部分で「企業における秘密情報の保護・活用ハンドブック」となっていて、秘密なのに活用というところで、タイトル自体に若干矛盾があるような印象があります。

中身を拝見しますと、犯罪機会論ですとかそういったところから考えを引いてきている

というところもありまして、どうしても漏えい対策で保護、監視の色彩が非常に強い印象があります。例えば一つの表現をとって見たとしても、98ページなどをみてみますと、「自社における被害回復と将来的な漏えいの防止のため、徹底的な責任追及を実施します。」といったような若干強い書きぶりがみられたりしますので、そういう意味では、このタイトルをご覧になった方が期待される内容と中身がちょっと合っていないというような印象が非常に強いものですから、「活用」という言葉は避けていただいたほうがいいのかなというふうには、中身に照らして考えると「活用」という要素がちょっとみられないというふうに思いました。

それから、これは細かい点になりますけれども、構成として、1章が全体の説明で、2章から4章までが対策について書いてありまして、自社の情報が漏えいしたときの対応の6章が恐らく次に来るべきではないかと思えます。5章は他社の秘密情報ですので、対象となる情報がちょっと違いますので、そういう意味では先に6章をもってきていただいたほうが流れとしてはスムーズになるのではないかというように感じました。

それから、「営業秘密管理指針」との関係のご意見も既に出しておりますけれども、ご指摘の部分は私も賛同するところでして、ハンドブックに書いてある内容は営業秘密の管理の対策も含まれていて、それを超える高度な対策も入っていると。あわせて情報の範囲も広いというものになるようですので、そういう意味では「無関係」という表現はやはり避けていただいたほうがよろしいのではないかというふうに考えました。

以上です。

○後藤座長 ありがとうございました。

今の点、何かありますか。

○諸永知的財産政策室室長 「活用」という言葉に関しては、今日もいろいろ議論が出ていますので、中でも検討してみたいと思えます。

そして5章、6章の順番なのですけれども、まず企業内における対策みたいなところを順番に書いていった結果、他社の情報であるとか自社の証明といったところではあるのですけれども、対策っぽいところを先に、4章に近いところで設けさせていただきまして、実際のそれに向けての準備であるとか検知をした後といったところを一番最後に持ってきたのですけれども……

○中山経済産業政策局審議官 例えば6章が、自分のところの情報が漏えいしたかもしれないと思って駆け込むだけではなくて、他社から盗んだのではないかとあらぬ疑いをか

けられたときにも、こういう対策を考えましょうみたいな書き方になっていれば、順番は今のままでも違和感はなくなってくると思います。

○石井委員 工夫していただければ。

○中山経済産業政策局審議官 いずれにしても、ごもっともなご意見だと思いますので、検討させていただきます。

○岡村委員 ちょっと有用性、活用の点について申し上げてよろしいでしょうか。

○後藤座長 岡村委員、どうぞ。

○岡村委員 他におぼしめしの方がいる中、先に申しわけございません。

何を申し上げたいかといいますと、要は有用性を保ちつつ保護するという意味のことを申し上げたいわけでありまして、それが言葉としてわかりにくいのであれば、注など、また検討する必要があるかどうかということを中心に考えることになろうかと存じます。

ただ、とにかく申し上げたいのは、要は手の届かない金庫に入れてしまって、保護はされるのだけれども何も使い物にならなくて、企業の価値を生み出さないというようなことになっては困ると。一つ間違えば、保護という名前のもとにがちがちになってしまって、肝心の情報活用ということができないと困るという気持ちのあらわれから、いろいろ書きぶりということを探っているわけでございまして、保護一辺倒、つまりブレーキしかない車ではお話になりませんので、さらに日本経済、企業活動が高速に走るためには、うまくコントロールするだけのブレーキをつけなければならないと。もっと経済的に発展を促進するための道具として使えないかという趣旨から、活用という趣旨のことが入っているであるということは、どういう気持ちでたこういう文句が入っているのかということの点でつけ加えて、私なりに申し上げたいと思います。

○後藤座長 ありがとうございます。

では、少し違う意見もお伺いしたいと思いますが、三原委員、お願いいたします。

○三原委員 私の意見は、103ページ、104ページの部分に関連するものです。今回、大変立派なハンドブックをまとめてくださって、ありがとうございます。ベストプラクティス集ということで、特に6章のところは非常に興味を持って拝読させていただきました。6章の最後のところの証拠の部分なのですが、点線で囲ってある部分、これを全て満足しなくてはいけないよというわけでもございませんよね。

その点と、あと、すごく頁数のあるハンドブックなので、秘密情報管理上で重要な「証拠」のところから確認しようとする際、それぞれの証拠に関連する説明が本文のどこに記

載されているのか見つけにくいように思います。もしできましたら、例えば、資料とかというのは何章のどこですよ、みたいなのが入っていてもいいのかなと思いました。

ささいなことで済みませんが、以上です。

○後藤座長　　ありがとうございました。

時間も少なくなってきたのですが、ずっとご意見を伺って、最後にまとめてくださればいいと思います。

野口委員、どうぞ。

○野口委員　　簡潔にさせていただきたいと思います。3点ございまして、1点目は、多くの委員からご指摘がある「営業秘密管理指針」との関係の点ですけれども、無関係というのは全然関係ないというのが普通の意味だと思いますので、ご趣旨をお伺いしますと、例えば、必ずしも全てやらなければいけないものではないとか、具体例を示しているものではあるけれども、全てをやらなければ要件を満たさないという趣旨ではないので、例えばベストプラクティスであるとか、そういうような明確化をすることが必要であって、全く関係ないものなのだとすると、逆に混乱してしまうような気がしますので、その点は林委員ですとか長澤委員に私も賛成でございます。

あと、2点が技術的なところで、これも非常に些細な点なのですが、22ページですとか59ページのところに、機器を外部ネットワークから遮断するような方法も有効であると。先ほどご説明いただいた具体例の中で、例えばJKBさんがそのようなことをされているということで、そこから来ているのだろうなと思って拝見をしているのですが、方法としては、逆に端末には置かないで全てクラウドに置いてしまうというのも最近非常によくある方法の一つでもあるので、選択肢を増やすという意味では、個別のPCにももちろん置いておくことも重要なのですが、逆にそのPCごと盗まれてしまうとどうにもならないという面でのリスクもあると思いますので、具体例の一つとしてあってもいいのかなと思いました。些細な点で済みません。

もう一つ、80ページなのですが、他社からの営業秘密の混入という視点を新しくつけ加えていただいているのは非常に有益だと思うのですが、転職者との契約関係のところで、例えば競業禁止義務を負っていないかを確認しましょうと。もちろん、それは確認する必要があると思うのですが、負っていない方ってほとんどいないと思うので、逆に負っている人は採用してはいけないかのような誤解を与えるとよくないかなと思いますので、例えば、負っている場合にはきちんと遵守を求めるという趣旨だと思いますので、その点

明確にさせていただく。

その後も、採用後の転職者の配属を適切に決定するという一方で、逆に職業選択の自由ということも念頭に置いた場合に、前の職業もとでやっていたことと余り同じようなことをやってはいけないかのような誤解を与えてはいけないと思います。採用する側も転職する人も、もちろん前の経験を生かして新しい会社で仕事をしたいと思うのがむしろ通常だと思いますので、そういう意味で、一般的に有用な経験値と会社の事業に特有の営業秘密というものをきちんと振り分けをして、後者を使わないというようなことを本人にも遵守を求めるといような趣旨だということが、もう少し前面に明確にわかるようにお書きいただいたほうがいいのかなと。

同じ意味で、82ページのところも一番上の段で、これもすごく些細なことなのですが、転職者さんCに求めることは、持ち出していないかどうかということも重要なのですけれども、採用するA社の側からみれば、第三者の情報を持ち込んでいないかどうかということのほうが、持ち出しているかどうかということよりもより重要かと思っておりますので、不正に持ち出すものだけではなくて、前の業務で正当に取得したものというのたくさんありますので、それをむしろ不要に持ち込まないことのほうが重要だと思っておりますので、その点明確にさせていただければと思いました。

以上です。

○後藤座長 ありがとうございました。

それでは、齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員 幾つか申し上げます。まず、皆さん共通に指摘されたところですが、このタイトルです。「保護・活用」となっています。保護についてかなり書いてあるけれども、活用が何ページあるかと活用の箇所を拾ってみると、余りページ数がないようです。実はこれだけの保護をしたら、ここに書いていないところで反射的に、活用した企業に効果が出てくるとい部分が多いと思うのです。タイトルに「活用」という文字を入れてしまうと、最初にこれを会社などで配ったときに、同じような質問が多分出てくるといのです。そこを混乱させないように、タイトルを工夫できないかと思っております。

それから、先ほどの営業秘密と秘密情報ですけれども、これも人に説明しようとする、指針がまず今年はじめに出ていて、これは営業秘密について最低限のことを書いている。指針が真ん中であって、無関係とはいふものの、恐らくその真ん中の指針で対象となる情報の外側に大きな円があり、それについて今度のハンドブックは書いているのだと思いま

す。営業秘密のほうがはみ出すことはないと思う。そうだとすると、そういう絵を描き、こういう位置づけなのだということをイメージできるようにすれば、アピールしやすいと思います。

そこはインターネットなどで別に出てくるのかもしれませんが、それはそれで周知すればいいと思います。その説明がないと、なかなかとっつきにくいのではないかと。私も最初、タイトルの「活用」を見たとき、特許ライセンスする際に合わせて技術ノウハウをセットで提供する契約を何回も結んだことがあるので、その部分がどこに書いてあるのかなと思ったら、なかったのです。そのようにイメージをする人も多いと思います。

一面、技術部門で、大部屋にしてお互いに刺激し合おうという試みも結構行われます。そのときには、技術部門の大部屋の中では共有するのですが、大部屋から出た途端にそれはクローズし、厳格に守る。そうでなければ、大部屋の中で情報共有できないということになって困る。逆に外側の大部屋の壁は高くするということが行われます。

会社の中では、そういう説明をすると技術部門には大体受けがいい、今までの私の経験ではよかったです。すぐに理解してくれます。そういう側面もあるので、活用について、そういう使い方、位置づけもあるのだということを強調すれば、理解していただけると思うのです。けれども、タイトルにここまで書かれると、ちょっと違和感があります。

あと2つ3つ申し上げます。監視カメラのことが書かれていますけれども、監視カメラが増えることは、私は好ましいと思っています。以前、最初にこの刑事罰を入れたときにもそういう話があり、労働強化につながるというような雰囲気がありました。最近、社会にも随分増えていますので、そういう抵抗感はなくなったのではないかと。

それから、今回非親告罪になります。そうすると、当局が盗まれた側の意図に関係なく捜査が入ってくるということが多分に考えられる。そのときに録画で容疑者を絞り込んで無用に増やさないという意味から、むしろプラスに使えると私は思っています。一旦そういう記録なしに当局が調べに入りますと、職場は疑心暗鬼で、今度は誰が呼ばれるのだということになってモラルが下がります。したがって、技術の責任者などはもういいかげんにしてほしいというような雰囲気になってくる。カメラでそういう無用の捜査を除き、逆に白（無実）の人をはっきりさせるという目的で使えば、プラスが大きいのではないかと。私は前向きに評価したい。

あと、先ほど「企業における……」というこのタイトルのところで、大学や研究機関でこれと同じようなものを準備しているということを伺いました。これは大いにやっていた

だきたいと思います。21世紀になってから日本人のノーベル賞受賞者が多く、アメリカに次いで多いそうですけれども、今後ともしばらくはそういう傾向が続くといわれる。そうすると、世界から注目を集めているわけですから、研究成果を不正に流出するということがあるかもしれない。医学分野ですけれども、ハーバード大学とか研究機関で、日本人の留学生、研究者が逮捕されたことが過去にあった。アメリカの研究機関と同じレベルの管理を日本でもやっていただきたい。これは意見です。

もう一つ、これを中小企業にぜひ広げたいという趣旨には大いに賛成です。これまでも中小企業には分かりにくいということで何回かトライしてきたのですが、それでも分かりにくいと言われる。こういうことで、関係官庁が加わって啓発活動を行う部門が増えましたが、ツールなどもいろいろ開発し、集まりの場や体験談を語り合う場などがあってもいいと思います。企業OBがたくさん入ってもいい。そういう場をどんどん設定し、ツールも提供していくということをぜひやっていただきたいと思います。この書類だけが飛び交ってもなかなか浸透はしないと思います。よろしくお願いします。

○後藤座長　　ありがとうございました。

池村委員、どうぞ。

○池村委員　　2点意見と、1点質問、簡潔に述べさせていただきます。

1点目、最初の資料4ですけれども、2の「5つの情報漏えい対策の目的」というところで、防御と抑止という点、これは以前からある項目ですけれども、それに⑤の「企業への帰属意識・信頼関係の向上等」と新たに入りました。これについて、何を目的にこういうことを入れられているのかちょっと不明確ですので、こういうリスク、こういうことを防ぐためにこういったことがある。例えば、その対策としてワークライフバランスであるとか社内表彰であるとか、そういったことを考えられてはいかがですかというようなことがないと、これと営業秘密を守るのにどうリンクするのかなというのが、私はわかりにくいというふうに思いました。

2点目なのですけれども、これにも少し絡むとは思いますが、退職者等に向けた対策というのが中に書かれています。退職予定者というのが、その動機をもつ一番危険リスクのあるところかなと思うので、退職予定者に対して退職後もウオッチをするというようなことであれば、それは有効性があるのかなというふうに思うのですが、中を見ますと、OB会の開催とかかなり広げたような対策というか、これも先ほど言いましたように何の目的にというのが少し分かりづらいので、そういった整理をしていただけ

ればというふうに思います。

3点目、質問ですけれども、今までの指針のほうには競業避止についてもう少し詳しく書かれていたのが、かなり簡略になっています。この点については参考資料のほうにということを書かれていますので、今と同等か、もしくはそれ以上にご説明をいただけるのかなという、これはご質問です。

以上3点です。

○後藤座長 では、今のご質問の点だけ先にお答えいただきます。

○諸永知的財産政策室室長 では、最後の競業避止の部分に関して、現状と同じものは参考資料につける予定でございます。

○後藤座長 では、久貝委員お願いします。

○久貝委員 しばらくこの会に出ておりませんでしたので、1月に「営業秘密管理指針」も非常にコンパクトなものにまとめていただいて、事実上規範性をもっておりますので、これを非常に簡素なものにさせていただいたということで、中小企業も含めて企業の負担が大幅に下がったということは大変ありがたかったと思います。それとあわせて、ベストプラクティスということでこの労作のハンドブックをお作りになったのも、大変感謝いたします。

ただ、中小企業の場合は、もちろんここで書いてある、サマリーの3ページでまとめていただきますような対策の具体例は全て重要なものだと思うのですけれども、どっちかという、防犯カメラとか、あるいは立入禁止区域を作るとか、ログをとれとか、それぞれごもっともなのですけれども、全てこれを中小企業ができるか、あるいはやったほうがいいかどうかというのはちょっとあります。このあたりは、一つの参考だということではないかと思います。

あと、私どものほうでも、日本商工会議所とか東証のほうで知財の委員会というのを10年ぐらい前から定例的にやっております、中小企業の知財をどうやって守るか。営業秘密も含めて、経営者の方々何十人かとディスカッションしておりますけれども、そこで出てくる話は、圧倒的に多いのが、取引先との関係で営業秘密の議論、漏えいの話が出てくるということでございます。こちらのガイドブックのほうも、読ませていただきますと、こういうまとめ方も、サマリーでのまとめ方と別に、第3章のほうで特に「取引先に向けた対策」ということできちっと整理されておられるので、これは非常に参考になると思いますけれども、できましたら私どものほうでは、もう少し――従業員の関係もあるのです

けれども、より実践的ということであれば、この部分のところが大変参考になると思いますので、このような厚いのも読んでくださいというのもいいのですけれども、もしこのようなコンパクトな整理される紙があるのであれば、そういう取引先とか従業員とか、誰との関係で営業秘密が大事かというような切り口で特にプレゼンとか資料をまとめていただくと、我々中小企業にとっては大変実践的な情報提供になるのではないかと思います。

○後藤座長　　ありがとうございました。

一わたりご意見を伺いましたけど、相澤委員どうぞ。

○相澤委員　岡村先生には、お忙しい中、詳細な報告書を短時間でまとめていただきまして、大変感謝申し上げます。

ハンドブックの位置づけについて、先ほどから議論されているのではないかと思います。ハンドブックをつくるという方針からするとやや分かりにくいところがあるのではないかと思います。指針との関連なども含めて、ワーディングについては引き続き後藤先生と岡村先生でつめていただくとよろしいのではないかと思います。最初の位置づけというのは重要だと思いますので、その点についてご検討していただければ幸いです。もちろん取りまとめについては座長にお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。

○後藤座長　　ありがとうございました。

ほかに、岡村先生どうぞ。

○岡村委員　　相澤先生、大変ありがとうございます。実は営業秘密との位置づけのお話の中で考えておりましたことが、先ほど林委員のほうから出ております。というのは、大きなところも比較的小規模な企業も、自社のものもさることながら、他社からお預かりした情報、厳密な意味で秘密情報ではあっても、いわゆる営業秘密なる概念に該当するかどうか。例えば、契約上守秘義務をもつという種類のもの、あるいは、本当は管理したほうがいいのだけれども、要は守秘性の程度が低いので、あるいは最低限以下のことで諦めなければならないものも多様な企業活動の中で出てこようかと思っておりますので、そうした少し広目のものをもって考えるというのも一つの方法ではないかということと、それから、一種の過剰反応なのかもしれないのですけれども、従前ここで議題に出ましたように、ベストプラクティスが営業秘密の要件と間違えられて、非常にハードルが高くなり過ぎるような誤解を一部受けたような嫌いがございましたので、それを、いってみれば絶対に誤解を受けないようにしなければならないという思いが私ども研究会でも強過ぎるぐらい強くございまして、もちろん諸永室長初め知財室のメンバーの方々も同じ思いをおもちだったと

思います。

ただ、ワーディングの問題というのは非常に大切なことは相澤委員がおっしゃいましたとおりですので、そこは今後、いい落ちつきどころがないかどうかということで、まずお知恵をおかしていただければと存じますので、よろしく願いいたします。

○後藤座長　　どうもありがとうございました。

他にご意見はございませんか。

それでは、一通りご意見を伺いましたので、何か特に今お答えすることがあれば——よろしいですか。

○諸永知的財産政策室室長　委員の方々、ご意見ありがとうございます。いただいた意見、例えば野口委員からいただいた競業避止義務の部分であるとか、もう少し分かりやすくといったところもあるかもしれませんが、検討させていただきたいと思います。

そして三原委員からもいただきました、引用の部分などもっと分かりやすくというところもありましたので、対応させていただきたいと思います。

あと、齋藤委員からいただきました、絵のようなものをうまく差し込んでといったところも、別途図表のようなところでも表現のほうを、先ほどのワーディングも含めて対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

そして、齋藤委員からも一ついただきました普及の場といったところも、我々どうしても知的財産といくと、知財部の方々と接することが多いのですが、実際に現場で使われている方々へのこういった取り組みのご紹介というところが大事だと思いますので、いろいろな場を通じて普及を努めていきたいというふうに思っています。

あと、久貝委員からもいただきました中小企業に向けてといったところは、今回赤いパンフレットというようなものも用意していますけれども、もう少し何枚かにわたるようなものも、今回のこの分厚いハンドブックのサマリーのような形で、中小企業向けといったところは、今後このハンドブックが一旦セットされた後に、またそのような取り組みを考えていきたいというふうに思っています。

相澤先生からいただきました、今日の議論などを踏まえたところを、岡村先生、後藤座長とともにしっかり検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○後藤座長　　では、私のほうも。今日ディスカッションいただいた中で特に皆さんのご意見が多かったのは、タイトルに「活用」という言葉を使うと、説明を聞けばその気持ち

は分かるのだけれども、やはりちょっと誤解を生みそうだということなので、これについて、もう少し適切な言葉を検討するということは大事だというふうに思いました。

もう一つは、法的な保護要件の議論と企業に勧める対策の部分、あるいはパラレルな関係でいいますと、指針とハンドブックの関係、そこをもう少し丁寧に書いて、あるいは書き分けるというようなことが必要かなというご意見が多かったように思いますので、そういった点も含めまして、今後事務局と、また岡村委員も含めていろいろと修正を行ってきたいというふうに思っております。

その修正の最終的な確認は私のほうで行いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。では、ご一任いただいたということで、これからそのような作業に早速かからせていただきます。

それから、もう一つ先の段階として、最終版がまとまりますと、今度はパブリックコメントにかけるということがありまして、大体1カ月程度パブリックコメントが実施されるということになります。そのパブリックコメントでもまたいろいろと意見が出てくると思いますので、そこで極めて重要なポイントというようなことがもしなければ、パブリックコメントで得られるであろうコメントに対する対応ということも、私のほうで対応させていただきたいと思っておりますけれども、それもご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

それでは、以上で今日の議題は終了で、ちょうど3時ぴったりで終わることができました。

では、本日は、このあたりで閉会させていただきたいというふうに思います。どうも長時間ありがとうございました。

——了——